

第3回川内村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 平成30年1月30日(火) 13:30～14:00
場 所 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 毛戸・貝ノ坂地区大規模太陽光発電事業
出席者 復興庁 福島復興局参事官 北市 豊和
農林水産省 東北農政局農村振興部
農村計画課農村復興指導官 金子 誠
県企画調整部 土地・水調整課 主任主査 星 徳博
県企画調整部 地域政策課長 加藤 靖宏
県農林水産部 農業担い手課長 今泉 耕治
県土木部 都市計画課長 諏江 勇
県土木部 まちづくり推進課 主幹兼副課長 大竹 和彦
川内村 産業振興課長 小松 正方
" 総務課 係長 藤宮 健二
" " 主任主査 猪狩 栄志
" " 副主査 秋元 絵理

○協議内容

1. 開会(川内村 総務課 藤宮)

・出席者紹介

構成員である川内村農業委員会及び福島さくら農業協同組合は欠席したが書面により承認をいただいている旨を報告

・会議の公開、非公開についての報告(公開として報告)

・傍聴人への注意事項連絡

2. 議事

川内村復興整備協議会規約第9条第1項により、川内村長代理人の小松産業振興課長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

(議長：川内村産業振興課長 小松)

それでは、川内村の現状と課題について、川内村から説明願います。

(説明者：川内村総務課 猪狩)

それでは、川内村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：川内村産業振興課長 小松)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：川内村産業振興課長 小松)

前回、協議会会議を平成27年6月1日に開催し、川内村復興整備計画についてお諮りした所ありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は2点でございます。

1点目は、復興整備事業である毛戸・貝ノ坂地区大規模太陽光発電事業の実施に当たり4haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域を変更する必要があることから復興特区法第48条第1項5号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

また、農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、4haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

協議の進め方ですが、計画全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様から御意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させていただきます。

それでは、川内村から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：川内村総務課 猪狩)

それでは、川内村復興整備計画（案）について御説明申し上げます。

【様式第2、構想図、様式第4について説明。】

なお、農用地利用計画の変更について、川内村復興計画の説明と併せ、平成27年8月から平成30年1月まで4回にわたり行政区への説明会、今年1月10日に公告、その翌日から24日にかけて縦覧を実施し、住民から特に意見はなかった旨、報告します。

【引き続き 様式第8、第9について説明。】

(議長：川内村産業振興課長 小松)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

【意見・質問になし】

県農業担い手課からご意見ありますか。

(出席者：県農業担い手課長 今泉)

異存ございません。

(議長：川内村産業振興課長 小松)

特に御意見等もないようですので、復興特区法第 48 条第 1 項第 5 号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

次に土地利用方針については、復興特区法第 49 条第 1 項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の金子様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村復興指導官 金子)

ただいまご説明のありました土地利用方針の変更につきましては、異存ありません。

(議長：川内村産業振興課長 小松)

ありがとうございました。

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「川内村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされます。

計画変更については、2月5日(月)に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。

円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3. 閉会 (川内村 総務課 藤宮)

以上をもちまして、「第3回川内村復興整備協議会特別会議」を終了します。

○協議結果

毛戸・貝ノ坂地区大規模太陽光発電事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。

併せて、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされる。